

岩手県告示第 441 号

県勢功労者顕彰規則（昭和 55 年岩手県規則第 8 号）第 2 条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の規範となるものを、平成 20 年 5 月 26 日次のとおり顕彰した。

平成 20 年 6 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏 名	住 所	功 勞
佐藤 俊一	岩手県盛岡市松園三丁目 15 番 5 号	本県の医療水準の向上など医学界の発展に尽力するとともに、医療関連技術の開発と普及の推進に貢献された。
安藤 厚	岩手県盛岡市松園二丁目 20 番 13 号	高等学校教育の充実に尽力するとともに、社会教育の充実と文化財や遺跡の保護・整備に努め、本県教育の振興に貢献された。
鈴木 宏延	岩手県大船渡市盛町字町 3 番地 8	本県の中小企業の振興に尽力するとともに、酒造技術の向上と流通機構の近代化に貢献された。